

○金融庁告示第二十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））、別表（第五十九条の二第一項第五号ハ関係（外国保険会社等））、別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（免許特定法人））、別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））、別表（第二百十條の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））及び別表（第二百十一條の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、金融庁長官が定める額を次のように定め、同法附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範

第一 保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））法第三百三十條第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を

を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第四項第一号に規定する額

二 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

三 単体告示第一条第五項の規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額から控除される額

四 単体告示第一条の二の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（保険会社単体））法第百三十条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第二 規則別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 単体告示第一条第四項第一号に規定する額

二 単体告示第一条第四項第四号に規定する額

三 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

四 単体告示第一条第五項の規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額

五 単体告示第一条の二の規定により、法第二百二条第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（外国保険会社等））法第二百二条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。

第三 規則別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 単体告示第一条第四項第一号に規定する額

二 単体告示第一条第四項第四号に規定する額

三 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

四 単体告示第一条第五項の規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額から控除される額

五 単体告示第一条の二の規定により、法第二百二十八条第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号ハ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。

第四 規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第三百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第四項第一号に規定する額

二 連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三 連結告示第二条第五項の規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額から控除される額

四 連結告示第三条の規定により、法第三百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第三百三十条第二号に係る細目の項

下欄八に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第五 規則別表（第二百十条十の二第一項第四号八関係（保険持株会社））法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 連結告示第二条第四項第一号に規定する額

二 連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第二十項までの規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三 連結告示第二条第五項の規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額から控除される額

四 連結告示第三条の規定により、法第二百七十一条の二十八第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表（第二百十条十の二第一項第四号八関係（保険持株会社））法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄八に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第六 規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二

十八において準用する法第三百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二
条の二十八において準用する同法第三百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であ
るかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少
額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十
八年三月金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により
、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2 規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十
八において準用する法第三百三十条第二号に係る細目の項下欄四に規定する額は、少額短期業者告示第三条
第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。